

利用料 (2)

あなたがサービスを利用した場合の「基本利用料」は以下のとおりであり、あなたからお支払いいただく「利用者負担金」は、原則として負担割合証に記載のとおり基本利用料の1割又は2割又は3割の額です。ただし、介護保険の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。なお、利用者負担金額は目安の金額であり、円未満の端数処理等により多少の誤差が生じることがあります。

(1) 第1号通所事業（総合事業通所介護）の利用料

【基本部分】

利用者の 要介護度	基本利用料	利用者負担		
		1割	2割	3割
事業対象者	4,421円（1回につき）	443円	885円	1,327円
要支援1	18,231円（1月につき） ※1月の利用回数が4回を超えた場合	1,824円	3,647円	5,470円
事業対象者	4,532円（1回につき）	454円	907円	1,360円
要支援2	36,716円（1月につき） ※1月の利用回数が8回を超えた場合	3,672円	7,344円	11,015円

上記の基本利用料は、三島市介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業支給費の額等を定める要領で定める金額であり、その金額が改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改定されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

【加算】

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件（概要）		加算額			
			基本 利用料	利用者負担		
				1割	2割	3割
生活機能向上 グループ活動加算	利用者の生活機能の向上を目的として共通の課題を有する複数の利用者からなるグループに対して実施される日常生活上の支援のための活動を行った場合		1,014円	102円	203円	305円
若年性認知症 利用者受入加算	個別の担当者を定めた上で若年性認知症利用者へサービス提供した場合		2,433円	244円	487円	730円
栄養アセスメント加算	管理栄養士が介護職員等と共同して利用者ごとの低栄養状態のリスク及び解決すべき課題の把握を行った場合		507円	51円	102円	153円
栄養改善加算	低栄養状態の改善等を目的として、個別的に実施される栄養食事相談等の栄養管理を行った場合		2,028円	203円	406円	609円
口腔機能向上加算Ⅰ	口腔機能の向上を目的として、個別的に実施される口腔清掃の指導若しくは実施又は摂食・嚥下機能に関する訓練の指導若しくは実施を行った場合		1,521円	153円	305円	457円
口腔機能向上加算Ⅱ			1,622円	163円	325円	487円
サービス提供体制 強化加算Ⅰ※	事業所の人員配置が別に厚生労働大臣が定める基準に適合している場合	事業対象者・要支援1	892円	90円	179円	268円
		事業対象者・要支援2	1,784円	179円	357円	536円
サービス提供体制 強化加算Ⅱ※		事業対象者・要支援1	730円	73円	146円	219円
		事業対象者・要支援2	1,460円	146円	292円	438円
サービス提供体制 強化加算Ⅲ※		事業対象者・要支援1	243円	25円	49円	73円
		事業対象者・要支援2	486円	49円	98円	146円

一体的サービス 提供加算	当該加算の算定要件を満たす場合	4,867円	487円	974円	1,461円
生活機能向上連携加 算Ⅰ	外部の理学療法士等の助言に基づき個別機 能訓練計画の作成、機能訓練の提供および評 価等を行っている場合 (3月に1回を限度)	1,014円	102円	203円	305円
生活機能向上連携加 算Ⅱ	外部の理学療法士等が個別機能訓練計画の 作成し、機能訓練の提供および評価等を行っ ている場合(1月につき)	2,028円	203円	406円	609円
口腔・栄養 スクリーニング加算Ⅰ	別に厚生労働大臣が定める基準に適合する事 業所の従業者が6月ごとに利用者の口腔の健 康状態のスクリーニング又は栄養状態のスクリー ニングを行った場合(6月に1回を限度)	202円 (1回につき)	21円	41円	61円
口腔・栄養 スクリーニング加算Ⅱ	別に厚生労働大臣が定める基準に適合する事 業所の従業者が6月ごとに利用者の口腔の健 康状態のスクリーニング又は栄養状態のスクリー ニングを行った場合(6月に1回を限度)	50円 (1回につき)	5円	10円	15円
科学的介護推進体制加算	利用者ごとのADL値等を厚生労働省に提出し 、必要に応じて通所型サービス計画の見直す等 の情報活用を行っている場合	405円	41円	81円	122円
介護職員等 処遇改善加算Ⅰ※	当該加算の算定要件を満たす場合	上記基本部分と各種加算 減算の合計9.2%			
介護職員等 処遇改善加算Ⅱ※		上記基本部分と各種加算 減算の合計9.0%			
介護職員等 処遇改善加算Ⅲ※		上記基本部分と各種加算 減算の合計8.0%			
介護職員等 処遇改善加算Ⅳ※		上記基本部分と各種加算 減算の合計6.4%			

(注1) ※印の加算は区分支給限度額の算定対象からは除かれます。

(注2) 特に記載のない項目については、1月につき加算される金額です。

【減算】

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が減算されます。

減算の種類	減算の要件（概要）		減算額			
			基本 利用料	利用者負担		
				1割	2割	3割
高齢者虐待防止 未実施減算	虐待の発生又は その再発を防止す るための措置が講 じられていない場 合	事業対象者・要支援1 (1回につき)	-40円	-4円	-8円	-12円
		事業対象者・要支援1 (1月につき)	-182円	-19円	-37円	-55円
		事業対象者・要支援2 (1回につき)	-40円	-4円	-8円	-12円
		事業対象者・要支援2 (1月につき)	-365円	-37円	-73円	-110円
業務継続計画 未策定減算	感染症若しくは 災害のいずれか又 は両方の業務継 続計画が未策定 の場合	事業対象者・要支援1 (1回につき)	-40円	-4円	-8円	-12円
		事業対象者・要支援1 (1月につき)	-182円	-19円	-37円	-55円
		事業対象者・要支援2 (1回につき)	-40円	-4円	-8円	-12円
		事業対象者・要支援2 (1月につき)	-365円	-37円	-73円	-110円
同一建物減算※	当該減算の要件 に該当した場合 事業所と同一建 物に居住する者ま たは同一建物か ら事業所に通う 者にサービスを提 供した場合	事業対象者・要支援1 (1回につき)	-953円	-96円	-191円	-286円
		事業対象者・要支援1 (1月につき)	-3,812円	-382円	-763円	-1,144円
		事業対象者・要支援2 (1月につき)	-7,625円	-763円	-1,525円	-2,288円
送迎減算	送迎を行わない場合 (片道につき)	-476円	-48円	-96円	-143円	
定員超過・人員 基準欠如	当該減算の要件に該当した場合 (1月につき)	上記基本部分の30%減算 ※上記基本部分の70%を算定				

(注1) ※印の減算は区分支給限度額の算定対象からは除かれます。

(2) その他の費用

食費	食事の提供をする場合、1食につき850円の食費をいただきます。
おやつ代	おやつを提供をする場合、1回につき150円の実費をいただきます。
交通費	通常の事業の実施地域を越えて行う送迎に係る費用として、通常の事業の実施地域を越えた地点から、片道50円/kmをいただきます。
その他	上記以外の日常生活において通常必要となるものに係る経費であって、利用者負担が適当と認められるもの（利用者の希望によって提供する日常生活上必要な身の回り品など）について、費用の実費をいただきます。

(3) キャンセル料

利用予定日の直前にサービス提供をキャンセルした場合は、以下のとおりキャンセル料をいただきます。ただし、あなたの体調や容体の急変など、やむを得ない事情がある場合は、キャンセル料は不要とします。

キャンセルの時期	支払い要件等
利用予定日の前日の午後17時まで	不要
体調不良でご利用日、当日8時までにキャンセルの連絡を頂いた場合	不要

自己都合でキャンセルの連絡を頂けなかった場合

食費代、おやつ代相当 1, 0 0 0 円